

聖籠町告示第12号

聖籠町介護保険サービス事業者等監査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月12日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町介護保険サービス事業者等監査実施要綱の一部を改正する告示  
聖籠町介護保険サービス事業者等監査実施要綱(平成19年聖籠町告示第104号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第76条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第112条の規定に基づき、次条に掲げる者(以下「サービス事業者等」という。)に対して行う監査について基本的事項を定めることにより、介護給付及び予防給付(以下「介護給付等」という。)に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第4条第1号ウ中「新潟県」を「他の地方公共団体」に改め、同号オ中「法第115条の29」を「法第115条の35」に改め、同条第2号中「新潟県」を「他の地方公共団体」に改める。

第5条第1号中「その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)を行う」を「その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)を行い、指定基準違反等が認められた場合はその旨を、当該サービス事業者等の事業所が所在する都道府県知事と同時に実地検査等を行っているときを除き、文書により当該都道府県知事へ通知する」に、「指定権限が県にある」を「他の地方公共団体に指定されている」に、「新

新潟県」を「当該サービス事業者等の事業所が所在する都道府県知事」に改め、同条第3号中「新潟県と同時に実地検査等を行っているときを除き、文書により新潟県へ通知するとともに」を「事前に当該サービス事業者等の事業所が所在する都道府県知事に情報提供を行った上で」に改め、同号ウ中「法第78条の9各号、第115条の17各号又は第115条の26各号」を「法第78条の10各号、法第84条各号、第115条の19各号又は第115条の29各号」に改める。

第6条の見出し中「新潟県」を「都道府県」に改め、同条中「法第197条第1項」を「法第197条第2項及び第3項」に、「新潟県」を「都道府県」に改める。

第7条及び附則中「要綱」を「告示」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

1	指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
2	指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
3	指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
4	指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者
5	介護老人保健施設の開設者、管理者又は医師その他の従業者
6	介護医療院の開設者、管理者又は医師その他の従業者
7	平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者

8	指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
9	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者又は同令第97条第1項に規定する旧指定介護予防通所介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
10	指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
11	指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

附 則

この告示は、告示の日から施行する。